

抜本的税制改革と法人税引下げ議論



中央大学法科大学院教授

森信 茂樹

■ 1. 盛り上がらない法人税引下げ議論

法人税の引下げ議論は、昨年末の政府税制調査会の答申に「検討を進める」と記されていたにもかかわらず、本年度は盛り上がりかけ、低調に推移している。どうやら来年度税制改正の具体的な項目には入らないようだ。なぜこの一年に法人税引下げ議論の意欲が低下したのか。不透明な政治情勢、財政再建への配慮、社会保険料負担まで含めて考えるとそれほど低くないわが国法人の負担等々

〈目次〉

1. 盛り上がらない法人税引下げ議論
2. ドイツ法人税改革の教訓
3. わが国における法人税議論の進め方
4. 地方の法人課税との関係
5. おわりに

がその要因として考えられるが、世論の移り変わりは恐ろしいものだと実感する。

この間、日米と並んで40%の実効税率を維持していたドイツは、大連立政権の下で法人実効税率の10%もの引下げを行った。この財源は、直接的には法人の課税ベースの拡大であるが、本年1月から消費税率を3%引き上げたことと関連があることは間違いない。ドイツ政府としては、財政再建のめどがつかないところで懸案だった法人実効税率を引き下げたということであろう。

その結果、わが国の法人実効税率は、米国と並んで先進国最高水準となり、わが国企業の国際競争力に与える影響だけでなく、わが国企業が他国へ付加価値・所得を移転させたり、欧米企業がわが国での事業展開にあたってアジアの低税率国につくった拠点を通じて事業を行うというプランニングも増えてきている。しかし、法人実効税率を10%引き下げ他の先進諸国並みの30%程度に軽減するには、

であるが、これを見ると、日本(東京)40.7%、EU15か国平均29.5% (加重平均33.4%、OECD平均28.3% (加重平均36.1%)、米国(加州) 40.75%、ドイツ(デュッセルドルフ) 39.9%、フランス33.3%、英国30.0%、韓国27.5% (2006年1月現在) となっている。ドイツの引下げを考えると、わが国は、「米国と並び、先進国平均よりは10%程度高い水準にある」といえる。

この数字は、国税である「法人税率」(30%)に加えて、地方税である法人住民税、法人事業税(以下「法人2税」)も合算されたものだが、国際比較を行うと、法人2税がわが国の実効税率を引き上げているとも言えるので、法人税改革を考えていく場合には、この点を合わせ考えていくことが必要となる。また法人2税には、地方税制のあり方としての問題もある。

しかしこの国際比較は、表面税率に損金算入部分の調整をしたもので、実際に法人が負担した税率ではない。米国の場合、税務統計と国民所得統計から実際に法人が負担した数値が計算できるが、わが国では統計の制約から計算は難しい。経済産業省の委託調査で、法人の実質的な税負担額をもとにした法人所得課税の実効税率(支払い税額の税引き前当期純利益に対する比率)の国際比較を行ったものがあるが、これを見ると、研究開発促進税制とIT投資促進税制の結果、自動車・鉄鋼・情報産業等においては、先進諸国と大差ない水準となっている。また、同じく経済産業省の委託調査で日本・米国・韓国の大手企

業の税負担水準を個別に比較したものがあるが、これを見ると、シャープ・キヤノン・トヨタの税負担は、GE、インテル、フォード、サムソン、LG電気、現代自動車の負担と比べて高くなっている。

更に、法人所得課税を名目GDPと比べるという方法もあり、国際比較(2004年)を行うと、日本3.6%、米国2.2%、ドイツ1.5%、フランス2.8%、英国2.9%、韓国3.5%と、わが国の比率は相当高いということになる。

他方で、企業負担として、雇用者の社会保険料負担のGDP比を比較すると、日本4.4%、米国3.4%、英国3.7%、ドイツ7.1%、フランス11.1%(ドイツは2000年、それ以外は2003年、OECD統計)となっている。双方を合計すると、日本8.0%、米国5.6%、英国6.7%、ドイツ8.4%、フランス13.9%と、わが国企業の負担は欧州大陸諸国よりは低いが米・英よりは高い水準にあることがわかる。

(3) 法人税は誰が負担し、引き下げるとどのような効果があるのか

次に、法人税は誰が負担しているのか、軽減した場合には、どこにどのように効果が及ぶのかについて考えてみよう。この点を国民にわかりやすい議論をすることは、法人税というものを広く議論するにあたって極めて重要なことである。

経済学的に考える場合には、税の負担は究極的には個人に帰着するという、法人擬制説に立って議論を展開することになる。法人が、株主、従業員、債権者、顧客などのステーク

およそ5兆円（消費税2%分）の財源が必要となるので、財政再建を目指す以上財源なしの実効税率の引下げはあり得ない。研究開発促進税制を廃止して課税ベースを広げ、その財源で法人税率を引き下げるという考え方もあり得るが、その場合の税率引下げ幅は高々1.8%で、また研究開発減税がわが国経済の国際競争力強化に大きく役立っているということを考えると、それもあまり現実的な選択肢ではない。

そこで、わが国で法人税の引下げ議論が真剣に行われるためには、消費税率引上げのめどが立ってからということが常識的だろう。これは、消費税率の引上げ分を財源とした法人税の引下げということではない。財政再建のめどが立った段階での、わが国の法人のあり方としての減税ということである。しかしそのような考え方は、法人の負担を個人に押し付けるのではないかと、という批判を招く。「付加価値を生み出す主体は法人・企業で、企業を抜きにして個人の生活は成り立たない。国外に流出・留保されている所得を取り戻すためにも法人税引下げが必要である」といった論理がさまざま国民によって受け入れられる状況にはないのである。国民の理解を得るためには、法人税引下げについて国民の理解を得られるべく、多様な議論を行うことが必要だろう。

以下、ドイツの法人税改革をみるとともに、わが国における法人税引下げ議論の仕方についていろいろ考えてみたい。

■ 2. ドイツ法人税改革の教訓

メルケル大連立政権の下で始まったドイツ税制改革は、3年にわたる大規模で抜本的なものであった。改革の第1弾は、2007年からの付加価値税の引上げである。標準税率を現行の16%から19%へ、ただし食料品等の軽減税率は据え置く。他方で、所得税最高税率は、42%から45%へ引き上げる。付加価値税増収分の1%分は失業保険料の引下げに充当し、残り2%は財政再建に充てる。経済に与える影響が懸念されたが、駆け込みの反動もなく経済は好調を維持している。財政再建に及ぼす効果はめざましく、2007年の民間予測では、財政赤字のGDP比は0.6%、2008年には財政均衡を達成する見込みである。

改革の第2弾は、2008年からの法人税改革である。課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる（現実には、6,000億円程度の減税超過）という大方針の下で行われるこの改革は、連邦税・州税である法人税率の25%から15%への引下げ、地方税（市町村税）である営業税の基本税率の5%から3.5%への引下げを行うことにより、法人実効税率を39%から30%に引き下げるという内容である。課税ベースの拡大策としては、営業税の損金算入の否認、法人の利子控除の制限、減価償却制度の定率法の廃止、移転価格税制の強化、企業買収規則の厳格化等の税務執行の強化や国内課税基盤の強化による増収等が予定されている。

このような法人税改革の趣旨としては、減税により設備投資の増加を通じる経済の活性化という効果より、旧東欧諸国との競争の激化への対応、つまり実効税率引下げによるドイツの企業立地上の国際競争力の強化、オランダやアイルランド等の低税率国にプランニングとして移転されている所得の取り返しという側面が強調されている。

改革の第3弾は、2009年からの金融所得一体課税である。現在総合累進課税（ただし配当はその半額が課税所得に算入される）となっている利子・配当所得や、短期的なものは総合課税、それ以外は非課税とされている株式譲渡益について、一律25%の税率で、源泉分離課税（申告分離課税ではない）することが予定されている。この背景には、金融技術の発展に伴う課税逃れへの対応がある。

一連の抜本的税制改革の背景にあるのは、効率的な税制への転換を図ることによって、経済成長を促し、高齢化社会の下で安定的な社会保障国家を維持していくという思想である。通貨統合を果たし、隣国と陸続きのEUにおいては、勤労所得への負担増が勤労意欲の低下や労働力の流出をもたらし、法人所得への負担増が企業の海外転出や資本の海外流出をもたらし、経済停滞を招いた結果、財政赤字は、2002年から3年連続でGDP比がEU域内の安定成長協定で定められた3%を超え、2003年には3.8%となった。このような財政赤字は、国民に持続的な社会保障制度の提供に不安を与えるだけでなく、安定成長協定に違反したEU加盟国に対しては、過度の

財政赤字の判定、欧州委員会の勧告等の手続きを経た上で制裁が発動されることとなっており、ドイツ財政赤字は、制裁措置が発動される水準に達していたのである。しかし、欧州財務相理事会（ECOFIN）は2003年11月25日、ドイツに対して、2005年までに財政赤字を対GDP比で3%未満に抑制することと、構造的財政赤字を2004年に0.6%以上、2005年に0.5%以上削減することの対応を求めるとともに、制裁に向けた手続きを停止する政治的決定を行った。

このような事態に危機感を抱いたドイツ政府は、総選挙を通じて、「付加価値税を引き上げ財政再建にめどをつけつつ、税制の中身を、成長志向、効率的なものに改めることにより、安定的な社会保障財源の確保等自国経済の活性化・安定化を進める」という政策に転換せざるを得なかったのである。

法人税改革の趣旨を詳細に見ていくと、第1に、製造部門を中心とした生産コストが旧東欧諸国と比べて高いので競争条件を改善することにより、ドイツの企業立地上の国際的な競争力を強化すること（経済立地の強化）である。ドイツの年金、医療、失業、介護といった主要な保険の保険料率は40%を超えており（労使折半）、同じく労使折半である日本の約25%という水準に比べて極めて高く、企業の海外進出、人の海外流出や失業問題を引き起こしていた。このような状況の中で、企業の公的負担を軽減することは雇用拡大につながるという期待が一般国民にも生じ、法人税等の負担軽減が一定の支持を得たといえ

よう。つまり、激しい国際競争と雇用問題の深刻化、それに対する危機感が背景として存在していたのである。

もう一つの理由は、ドイツの国外に流失している法人所得を引き戻すこと、具体的には、「ドイツ国内で申告される法人利益を増加させること」と説明されている。ドイツ国内で営業活動を行い利益を上げているにもかかわらず、資本調達費としてオランダやアイルランド等の低税率国にその利益を移転し、ドイツ国内の法人税を免れるという多国籍企業を中心とした租税回避（インカム・シフティング）への対応である。つまり、生産活動・販売活動をどこで行うかという選択ではなく、どこで最終的に法人税を払うかというプランニングが蔓延していることへの対応としての税率の引下げで、表面税率の水準が重要性を帯びてくる。

以上、法人負担軽減による雇用創出の期待が国民側に根強く存在したことと、ドイツ国内で利益を上げながら海外へ所得を移転する企業への対応の必要性が大規模な法人税改革につながったのである。

■ 3. わが国における法人税議論の進め方

(1) 抜本的税制改革と法人税改革

わが国における抜本的税制改革議論の出発点は、基礎年金国庫負担引上げ財源である2.5兆円をどう調達するのか、という点にあ

る。2004年年金改革で、社会保険料負担の上限は所得の18%、給付は現役時代の50%、とセットしたが、そのための「安定的な財源」については何も決めておらず、この部分を確定する必要があるからである。基礎年金国庫負担の財源問題が重要なことは言うまでもないが、抜本的税制改革議論と銘打つ以上、財源問題としての消費税率の話だけでなく、法人税や所得税についても検討の俎上に載せて、税だけでなく社会保険負担をも含めて、世界的な税制の潮流を参考にしながら望ましい税制のあり方も同時に議論することが必要であろう。

その際、欧州で生じている、通貨統合、EU地域の拡大を背景にした法人税引下げ競争は、決してわが国にとって無縁の話ではない、という認識が必要である。アジア諸国でも、先進諸国からの投資を狙って税率の引下げ競争が起きており、すでにわが国も巻き込まれている。また、米国企業並みのタックス・プランニングで実効税率を引き下げようとする試みが、会社法の改正等の状況の下でわが国企業でも始まりつつある、という危機感を（税制当局が）持つことが必要ではないか。

(2) 現状認識—わが国の法人負担は高いか低い

まず、わが国法人税の水準は本当に高いのかどうか、という事実認識から見てみよう。国際比較でよく使われる指標は、「法人実効税率（表面税率）の国際比較」である。これは、国税・地方税の表面税率を調整したもの

ホルダーの集まりである以上、彼らがそれぞれの条件の下で法人税を負担していることが常識的である。そしてその負担の度合いはその時々^トの経済情勢による。つまり、商品の価格を上げてても需要が減らない（需要の価格弾力性が小さい）ときは、租税負担は消費者へ転嫁される。商品の価格が上がると需要が大きく減る（需要の価格弾力性が大きい）ときは、税負担は生産者側へ転嫁される。賃金を下げても労働供給があまり減らないときは、税負担は労働者へ転嫁されやすい。これがこれまでの経済学の研究成果である。現在のように、デフレ経済が長引いているときは、消費者への転嫁は難しく、会社経営者・従業員が負担しているといえるであろう。

では、そのようなことを前提にすると、わが国で法人税を引き下げるとその効果はどこに及ぶのだろうか。法人税減税の受益者は誰かということである。これまでの政府税制調査会の議論では、法人税引下げは設備投資の増加を通じて企業部門が活性化され、その付加価値が家計部門にも波及する、という論理が書かれている。しかし、現在日本の企業は内部留保資金の範囲内で設備投資を行っており、法人税の引下げが直ちに追加的な設備投資につながるかどうか疑問だ、という声も多数存在する。

経済産業省の2007年アンケートによると、法人実効税率引下げによる増加キャッシュフローは、第1が投資にまわす、2番目に債務の返済にまわす、3番目が社員等の給与や雇用に反映させる、という順になっている。

また、大企業経営者たちの考え方を聞くと、法人税減税された場合、研究開発費投資と配当（引上げ）を増やすという選択が多いようだ。固定費の引上げになる賃金の上昇につなげるという経営者は少ない。

最近の企業分配行動を見ると、企業の生み出す付加価値の従業員・役員・株主の3者への配分には大きな変化が見られる。従業員への給与支払いは、全規模、大企業とも一貫して停滞し、労働分配率は低迷している。他方役員給与・賞与の比率は90年代後半から増加し、2002年からは配当の割合が急進している。配当行動変化の最大の要因は、外国人株式保有比率の上昇等に伴うコーポレート・ガバナンスの変化（従業員等ステークホルダーから株主重視への転換）で、背景には、会社法制の変更等による企業買収活動の活発化、いわゆる村上ファンド現象への対応がある。

これに対し、賃金の上昇につながらなければ法人税減税は意味がない、と考えるのは早計だ。国民全体の所得が増えるためには、生産性の向上が必要であるが、研究開発への投資は、企業の無形資産の価値向上につながり、競争力や生産性の向上を通じて、雇用の拡大につながる、といえるからである。

また、個人は企業に対して、生産者と消費者という立場で遭遇するだけではなく、労働者・債権者・株主という立場でもある。個人は、賃金の増加だけでなく、利子所得（銀行預金を通じて企業の資金需要の拡大に応じた場合）や配当所得の増加といったルートで企業減税の恩恵を受けることも可能である。

このような企業行動の変化と法人税率の引下げはどうか関連付けられるのか、法人税減税は配当の増加をもたらすが、雇用者所得の増加にはつながらないのではないかと、そのところをもっと分析する必要がある。

次に、法人税引下げ競争に出遅れると、わが国企業の国際競争力が損なわれ企業が空洞化するという論点について考えてみたい。重い税負担は製品価格に反映され競争力が低下する。これを避けようと企業が海外投資を進めれば、国内は空洞化するという認識に立っている。この点については、「基本的には、法人税率の違いが海外移転の原因になることはない。日本をはじめとする資本輸出国は、全世界所得主義を採用しているのだから、世界のどこに工場を移転しようが、日本の法人税率が適用されることになり、法人税負担が減ることにはならない。日本の法人税率は多くの国の税率より高いので、日本の法人がどこに工場を移転しても、結局は、日本に工場がある場合と同じ法人税の負担になる。」という反論がある。

たしかに、プリミティブな企業の外国への進出は税負担を大きく変えるものではないので、その限りにおいて企業行動に税制が及ぼす影響は限定的であるともいえる。しかし、子会社が海外に利益を留保して本国の親会社に送金（配当）してこなければ課税繰延べになり、法人税負担は同じではない。より重要なことは、現在多国籍企業が行っている低税率国への所得移転は、工場を移転させるプリミティブなものではなく、綿密なタックスブ

ランニングによって行われているという事実だ。

わが国の経済成長に必要な資本や資産（特許権等の無形資産）が、わが国の課税権の及ばない国外に逃避してしまえば、本格的な空洞化が始まり、高齢化に必要な公共サービスの財源さえまかなえなくなる。そこで、ドイツ等の先進国は、他国並みの実効税率水準になるよう常に対応してきたのである。法人税引下げ競争の背景には、国外に流出・留保されている所得を取り戻すという厳しい現実があり、この観点からグローバル化に組み込まれているわが国も、法人実効税率の更なる引下げが必要になるといえよう。

米国の議論を見ると、この間の事情がよくわかる。米国の法人税率（連邦税）は、レーガン税制で34%に引き下げられ、その後クリントンにより35%に引き上げられ現在に至っているが、大企業の法人税負担率（支払い税額と法人所得の比）は、レーガン税制改革直後の26.5%から、クリントン、ブッシュ1期と低下を続け、2003年には17.2%と、表面法人税率の半分程度である。この要因は、米国多国籍企業の低税率国への所得移転プランングである。

具体例を挙げると、清涼飲料水会社や製薬会社はバミューダ等のタックスヘイブンに持ち株会社を設立し、課税繰延べになる組織再編税制を利用して自らがその子会社になるコーポレート・インバージョンを行うことにより、タックスヘイブン税制を逃れるスキームを行っている。また、マイクロソフト社は、

法人税率15%の 아일랜드に知的財産権管理会社をつくり、欧州各国の子会社からの知的財産権使用料が集まるスキームを完成させ、大幅な税負担の減少を実現させている。欧州で事業展開する米国事業会社は、税率の低いオランダに統括会社をつくり、機能・リスク等を集中させることにより所得を移転させ、英、独、仏の高率な法人税負担を節約している。欧米の会社が、日本での事業をシンガポール等の低税率国につくった統括会社を通じて行うのも同様の節税プランニングで、その結果わが国の雇用や所得が縮小している。

このような洗練されたプランニングの背後には、プロモーターと呼ばれる、タックスローヤー、投資銀行、会計会社等の専門家集団の存在があり、新会社法の施行による企業行動の規制緩和の下で、税金を企業コストと捉えはじめたわが国企業を相手にビジネスチャンスを広げようとしているのである。

このように見てくると、法人税の引下げにより、わが国の付加価値を外国に流出させることを防ぎ、本来わが国に落ちるべき付加価値が落ちていないのでその障害を取り除き、わが国の雇用の確保、税収確保につなげる、そのような戦略的な視点の必要性が改めて認識される。

■ 4. 地方の法人課税との関係

もう一つの厄介な問題は、地方税としての法人税をどう考えるかという問題である。この問題が複雑なのは、単に税制としての問題

だけでなく、地方分権と税源移譲の問題、地方と都市間の格差の問題等と絡み合っており、簡単に答えが出ないことである。

そもそも先進諸国では、法人税の負担者が誰かはっきりせず、地方税に必要な受益と負担のバランスが取れないことや、税収の変動が大きいことに加えて、法人は選挙権を持たないので安易な増税になりがちで、国際競争力の観点から問題の多い地方の法人税負担は制限されている。地方税収に占める法人所得課税の割合は、英国、フランスがゼロ、米国、ドイツは数%と、わが国の20%超と~~くら~~比べると極端に低いことがそれを物語っている。

わが国の法人2税（法人事業税と法人所得税）も、受益と負担の関係がはっきりしないという問題に加えて、税収の不安定性と税源の偏在性という問題を抱えている。この問題は、地方交付税の存在によりこれまで顕在化しなかったが、国・地方を通じる財政改革の中で、地方交付税が継続的に削減されてきたことから、最近では大きな問題となっている。

このような状況の中で、地方分権を推進する観点から、国から地方への税源移譲という大きな課題を解決しなければならないが、大幅な赤字を抱える国としては、簡単に税源移譲に応じられる状況にはない（プライマリーバランスは、国が4.4兆円の赤字であるのに対し、地方は5.4兆円の黒字（07年度一般会計予算ベース））。このような状況の中で法人2税のあり方を考える必要がある。

法人事業税は、明治の時代からある税だが、様々な経緯のある税である。シャウブ勧告で、

都道府県の施策の経費（公衆衛生費）を企業が負担するための税として再構築され、利益、利子、賃借料、給与支払い総額の合計（すなわち付加価値額）を課税標準として、加算型の付加価値税として立法化された。しかし当時の人々には十分な理解が得られず廃止され、以後、応益的な性格を持ちながらも中身は所得課税、という中途半端な税制となったのである。その後、地方消費税の創設（平成9年実施）を経て、議論は沈静化していたが、産業空洞化論を背景に法人税の引下げ議論が起き、法人所得に対する税負担を軽減するために、課税ベースを付加価値に戻すこととなった。これが、法人事業税の外形標準化と呼ばれるもので、平成11年の政府税制調の議論を経て、平成16年4月から4分の1が外形化されるところとなった。ところが外形化（付加価値化）された部分は、国際課税上の二重課税の調整や国境調整ができず、企業の国際競争力の問題が発生、また税制上の特例が多く、税務執行コストや納税コストがかかり、さらには租税回避の問題も生じるなど、数多くの問題を抱えている。そこで、法人事業税は本来付加価値税、という原点に戻って、地方消費税に振り替えていくべきだという議論が学者の間では多数説になっている。

もうひとつの問題は、地方間格差である。最近の東京一極集中という現象は、地方法人税を中心とした都市・地方間の税収格差を拡大するところとなった。一人当たり税収で見ると、東京の法人2税の税収は、沖縄の6.5倍となっている。そこで、税源移譲の議論の

中で、国から地方へという垂直的税源配分に加えて、東京から地方へという自治体間の水平的財源配分が必要であるという意見が出てくるようになった。人口一人当たりで沖縄の3倍の税収（地方税計）を得ている東京から地方へ、という水平的財源調整を勘案しなければ解が解けないのである。水平的調整の方法として、最も簡単な解決方法は、格差の原因とも言うべき法人2税、あるいは法人事業税の配分方法を、地方消費税の配分メカニズムを使って均等化することである。地方消費税は、国が集めた消費税収を、小売額と人口等によって都道府県・市町村に再配分するので、自治体間格差は2倍程度に縮小する。さらには、法人2税を共同税とした上で、一人当たり税収が均等化するよう再配分するというアイデアや、法人2税を廃止し国の法人税と合体させ地方法人税という名称の下で徴収し、経済力に基づく水平的調整を行うなどのアイデアもある。

いずれにしても、法人2税を地方税のままにしておくことは極めて問題が多いが、この問題は交付税等の国・地方間の財政調整問題とも複雑にからまっているので、抜本的税制改革の中で手直しをしなければならない。

■ 5. おわりに

以上見てきたように、法人実効税率の引下げは、国家を巻き込んだ国際的租税競争の下での選択肢として、さらには、高齢化で貯蓄が減少するという状況の中で税源を国内に残

しつと効率的に活用するという意味で必要となる。そこで、中期的な経済財政運営との整合性、経済主体（個人・法人等）の適切な負担のバランス、地方分権を推進していく中で、国と地方の税制のあり方の検討を含めて、抜本的税制改革の中で大きな議論をすべきだ。2010年のプライマリーバランスの黒字化の先には、GDPの1.8倍を超える借金（公債残高）があり、財源なき減税は安定的な経済運営のリスクになりかねないので、容易では

ない。私は、法人税の問題は、「焦らず、じっくり、引下げの方向で議論する」ことが必要ではないかと考えている。

（参考文献）

- ・租税研究「米国法人税実効税率の低下とタックスシエルトへの対応」2007年1月
- ・公明「法人税減税を考える視点」2007年4月
- ・金融財政事情「法人税減税を考える視点」2007